

J R手稲駅自由通路「あいくる」利用ガイドライン

このガイドラインは、「J R手稲駅自由通路内多目的空間の使用に関する利用要綱」に基づき、皆様に「あいくる」を円滑かつ適正にご利用いただくためにまとめたものです。利用前に必ずご確認ください。

1. 施設概要と利用目的

1-1. 施設利用の目的

本施設は、J R手稲駅周辺の賑わい創出、地域活性化、手稲区民の地域活動の振興及び情報交流の促進を図ることを目的とします。

1-2. 利用可能エリア

以下の2つのエリアをご利用いただけます。

- (1) イベントスペース
 - (2) 南側ショーウィンドウ
-

2. 利用できる方と後援について

2-1. 利用できる方（利用主体）

「あいくる」を利用できるのは、以下のいずれかに該当する団体または個人です。

- (1) 札幌市、国、地方公共団体などの行政機関及びその外郭団体
- (2) 市内に所在する公益法人
- (3) 構成員が5人以上であり、その過半数以上が手稲区内に在住又は在勤している市民活動団体
- (4) 手稲区内に在住または在勤している個人（※南側ショーウィンドウ利用に限ります）
- (5) その他、手稲区長が特に認めるもの

2-2. 後援の原則

公益法人及び市民活動団体等が「イベントスペース」を利用する場合は、原則として札幌市の後援を受けることが必須となります。

3. 実施できる事業内容

ご利用いただけるのは、施設の設置目的に合致し、かつ公共性・公益性のある事業に限られます。

4. 利用にあたっての条件

あいくるの利用に際しては、以下の条件を遵守してください。

- (1) 出演者、観客（観客が確定しない場合はその見込み）、機材（パネルや音響機器等）のすべてが、指定されたスペース内に収まるようにしてください。
- (2) 営利を目的とした販売行為はできません（手稲区長が特に必要と認める場合を除く）。
- (3) 特定の思想、政治的主張、宗教の普及を主たる目的として行われる事業はできません。
- (4) 法令や公序良俗に反する事業はできません。
- (5) その他、あいくるの管理運営上支障が生じる可能性がないこと。
- (6) 道路交通法、道路法等の関係法令を守り、手稲警察署（交通管理者）、札幌市長（道路管理者）の指示に従ってください。
- (7) 許可を受けた目的以外での利用や、その全部又は一部を他人に転貸し、又は、その権利を譲渡することは禁止です。
- (8) 倉庫（貸出物品保管場所）又はショーウィンドウを利用する場合は、都度、手稲区から鍵を借りてください。
- (9) 鍵の貸出・返却は、原則として手稲区役所開庁日の午前9時から午後5時までにお願います。ただし、開庁日以外の日から利用を開始し、又は開庁日以外の日まで連続して利用する場合で、鍵の管理について手稲区長が適当と認めたときは、「鍵の貸出確認書（様式9）」の提出により鍵の貸出を許可する。
- (10) 手稲区長は、あいくるの利用上必要があると認めるときは、その利用について条件を付すことができる。

5. 利用期間、時間及び料金

項目	イベントスペース	南側ショーウィンドウ
利用時間	原則：午前9時から午後7時まで ※パネル展示その他これに類する利用はJR手稲駅自由通路の開放時間に準じます。	JR手稲駅自由通路の開放時間に準じます。
休止期間	・1月1日から1月3日まで、及び12月29日から同月31日まで	
連続利用期間	7日間を限度とします。	14日間を限度とします。
利用料金	無料	
貸出備品一覧	長机・椅子・パネル・パネルスタンド・ベルトパーテーション	

※利用場所及び内容によっては、特例として利用時間が別に定められる場合があります。

※JR手稲駅自由通路の開放時間は、午前5時から翌日午前0時30分までです。

6. 利用の手続き

ご利用を希望される方は、以下の流れで手続きを行ってください。

6-1.事前協議（予約）

利用内容について、事前に電話等で手稲区長（担当）と協議し、予約を行ってください。

(1) 受付開始時期

- ア 札幌市、国、地方公共団体等の行政機関及びその外郭団体
利用日の属する月の6か月前の月の初日から
- イ 上記以外の市民活動団体等
利用日の属する月の3か月前の月の初日から

(2) 予約が重なった場合の取扱い

以下の優先順位で決定します（同順位の場合は抽選となります）。

- ア 札幌市、国、地方公共団体などの行政機関及びその外郭団体が主催又は共催する事業
- イ 特に公共性又は賑わい創出への貢献度が高い認められる事業
- ウ 公共性及び公益性が高いと認められる事業
- エ その他手稲区長に認められる事業

6-2.予約・お問い合わせ先

手稲区市民部総務企画課担当までご連絡ください。

電話番号：011-681-2427

6-3.利用申請・後援申請

事前協議で利用可能と確認できた後、正式な申請が必要です。

- (1) イベントスペースを利用する場合（国・地方公共団体等の行政機関及びその外郭団体の利用を除く。）は、原則として「利用申請」（手稲区長へ申請）と「後援申請」（札幌市の所管部局又は手稲区長に申請）の両方が必要です。

※後援申請については、実施内容が該当する部局へ後援申請を行ってください。

- (2) 南側ショーウィンドウを利用する場合は、「利用申請」（手稲区長へ申請）が必要です。

- (3) 申請については、利用開始日の1か月前までに完了させてください。

6-4.申請方法

原則として電子申請で受け付けています。

- (1) 申請フォーム⇒[スマート申請フォーム](#)

※ 同一フォームで利用申請・後援申請の両方が可能です。

※ 電子申請の利用が難しい方は担当までご連絡ください。

- (2) 添付書類について

申請の際は、以下の書類が必要です。電子申請の前に以下のホームページからダウンロードしてご準備ください。

※ 様式ダウンロード⇒[手稲区HP](#)

必要書類	イベントスペース利用	南側ショーウィンドウ利用	備考
道路使用許可申請書	必須	不要	
位置図・平面図	必須	不要	道路使用許可申請書の添付資料です
道路占用許可申請書	必要に応じて必要 ※備考を参照	不要	展示利用（パネル展等）の利用時は不要です

※ 審査の結果、「JR手稲駅自由通路「あいくる」利用決定通知書」が交付された時点で、正式に利用承認となります。

6-5.後援等及び利用承認の取消・事業の中止について

以下のような場合、後援等（手稲区が後援したものに限り）及び利用の承認を取り消したり、事業の中止をお願いすることがあります。

- (1) 要綱又はこれに基づく指示に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の承認を受けたとき
- (3) 利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき
- (4) 一般通行者の安全若しくは円滑な交通を確保することが困難と認めるとき
- (5) その他、管理運営上支障を及ぼす行為をしたとき
- (6) 「4.利用条件」に定める事項に違反したとき
- (7) 札幌市又は手稲警察署の指示に違反したとき

6-6.後援等行事終了報告書の提出

札幌市の後援を受け、イベントスペースを利用した方については、「後援等行事終了報告書」の提出が必要になります。提出は[スマート申請フォーム](#)にて受け付けております。

※電子申請の利用が難しい方は担当までご連絡ください。

7. 利用者の責任とお願い（遵守事項）

利用者は、次の事項を厳守するとともに、円滑な施設運営にご協力ください。

- (1) スペースの厳守
イベント関係者、観客、機材などは、必ず許可されたスペース内に収めてください。
- (2) 安全管理の徹底
通行者及び観客の安全等を確保するため、必要に応じて整理員を配置するなど配慮をお願いします。特にパネルを展示利用する際は、移動、転倒防止に必要な措置を講じてください。
- (3) 音量の配慮

通行の妨げやJR手稲駅の運営に支障（駅のアナウンス等）にならない程度の音量としてください。

(4) 原状回復

利用が終わったとき又は手稲区長から利用の中止を命じられたときは、直ちに利用場所を原状に回復して返還してください。

(5) 廃棄物の処理

利用に伴い発生した廃棄物は、全て利用者の責任において処理してください。

(6) 権利の譲渡・転貸禁止

利用承認を受けた目的以外に使用したり、権利を第三者に譲渡・転貸しないでください。

(7) 事故等への対応

利用中に発生した事故やトラブルについて、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、市はその責任を負いません。利用者は自己の責任において解決をお願いします。

(8) 弁償について

利用者の責めに帰する理由によりあいくるの備品の一部又は全部を破損若しくは汚損し、又は鍵を紛失した場合は速やかに報告してください。その費用を負担していただくことになります。

8.緊急時の対応

自然災害又は事故等の緊急事態が発生したときには、直ちに以下の連絡先へ通報・連絡し、指示に従ってください。

連絡先：手稲区市民部総務企画課

電話番号：011-681-2425